

自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

自動車運送業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第 1 号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、トラック運転者（事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般）、タクシー運転者（事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般）又はバス運転者（事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般）のいずれかであること。
2. 特定技能雇用契約において 1 号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 1 号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法第 2 条の 5 第 1 項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行う事業所が、令和 5 年総務省告示第 256 号（統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類 43 道路旅客運送業
 - 2 中分類 44 道路貨物運送業
4. 自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
5. 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
6. 1 号特定技能外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることをいう。）を実施すること。
7. 1 号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準（日本語能力水準が日本語教育の参照枠の A2.2 相当の水準）の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準（日本語能力水準が日本語教育の参照枠の B 1 相当）以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習を

するための体制を整備していること。

(2)当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に 1 号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させること。ただし、離島等（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）において 1 号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。

- ① 当該 1 号特定技能外国人に従事させる業務が、道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。
- ② 当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該 1 号特定技能外国人の支援を行うこと。
- ③ 当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこと。

8. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。

9. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

10. 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。

11. 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

(1) 協議会の構成員であること。

(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者